

産業廃棄物処理に係る事務手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
豊能警察署	<p>産業廃棄物収集運搬処分委託に関する事務処理について、以下の不備があった。</p> <p>1 決裁遅延 経費支出伺（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。 (1) 契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで (2) 変更経費支出伺の起案日：平成30年4月9日 (3) 変更経費支出伺の決裁日：平成30年4月9日 (4) 支出負担行為額：11,502円（増額）</p> <p>2 産業廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を受けた業者の住所と、見積書・契約書上の業者の住所が一致していなかった (1) 産業廃棄物の収集・運搬の許可 大阪市淀川区〇〇 A株式会社 (2) 産業廃棄物の処分の許可 大阪市淀川区〇〇 A株式会社 (3) 見積書・契約書の相手方 神戸市東灘区△△ A株式会社 (4) 請求書の相手方 大阪市淀川区〇〇 A株式会社</p> <p>3 契約書に記載のない単価での支払いが行われていた。 (1) 契約書上の単価 収集・運搬 1回当たり 20,050円 処分 1キログラム当たり 35円 (2) 実際の支払 収集・運搬 1回当たり 20,050円 処分 1回当たりの量が85キログラムに満たない場合は、最低料金を適用し3,000円/回</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因について、1は、支出負担行為額の不足に気付くのが遅れたため、出納整理期間に変更経費支出伺を行ってしまった。2は業者から提出された見積書及び許可書の内容を十分に確認していなかったため住所地の相違に気付かなかった。3は、双方が見積書記載内容を確認せずに契約書を作成したことが原因である。なお、毎回の支払い時は業者から見積書記載のとおり請求があり、当署もそれに基づく支払いを行っている。 今後は、支出負担行為額の管理を徹底するチェック体制を再確認するとともに、契約行為時には複数人で確認するよう、会計課員に対して今後同様の誤りを行わないよう周知徹底を行った。</p>

		<p><b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</b> (事業者の処理)</p> <p>第12条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第5項から第7項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。</p>	
		<p><b>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】</b> (事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>4 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。</p> <p>イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地</p> <p>ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力</p> <p>ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨</p> <p>ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p> <p>ヘ その他環境省令で定める事項</p>	

		<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】 (委託契約に含まれるべき事項) 第8条の4の2 令第6条の2第4号へ(令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 2 委託者が受託者に支払う料金</p> <p>【大阪府財務規則】 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (2) 契約金額</p>	
--	--	--	--